

エコアクション21 環境活動レポート

2023年度

運用期間 2023年5月～2024年4月



八重尾産業 株式会社

2024年 6月28日 発行

【 目 次 】

表 紙	…1
目 次	…2
1. 事業概要	…3
1) 事業者名及び代表者名	
2) 所在地	
3) 環境管理責任者及び事務局	
4) 連絡先	
5) 対象範囲	
6) 事業規模・件数	
7) E A - 2 1 推進組織図	
3. 環境方針	…4
4. 環境目標	…5
5. 環境活動計画、及び取組結果とその評価	…6
6. 次年度の取組み内容	…7
7. 環境目標の実績	…8
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無	…9
9. 代表者による全体評価と見直しの結果	…10
10. 環境活動の事例 (写真)	…11

1. 事業概要

1) 事業者名及び代表者名

八重尾産業 有限会社
代表取締役 川野良二

2) 所在地

〒886-0003
宮崎県小林市堤2899番地1

3) 環境管理責任者及び事務局

EA-21 責任者 : 土木部 川野孔聖
EA-21 事務局 : 総務部 児島さやか

4) 連絡先

連絡担当者 : 川野孔聖 (EA21責任者)
TEL 0984-22-4346 FAX 0984-23-1788
E-mail : yaeo@yaeo.co.jp

5) 対象範囲 (全組織・全活動)

・組織

本社 宮崎県小林市堤2899番地1

土場 宮崎県小林市堤1864番地1

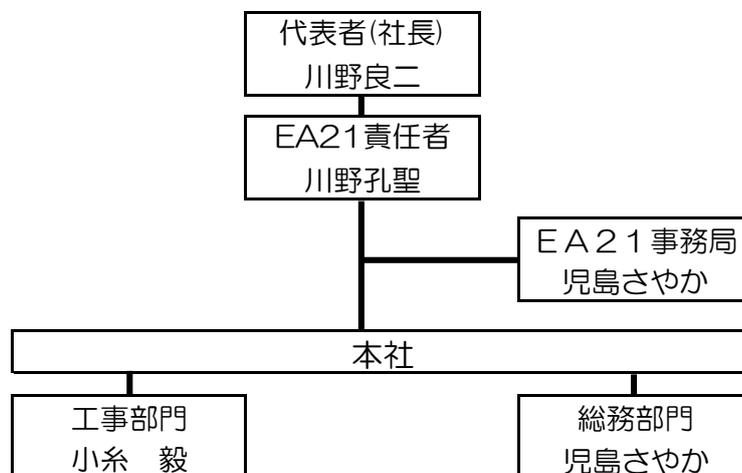
・活動

建設業 (土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、
建築工事業、管工事業、水道施設工事業、解体工事業)

6) 事業規模

項目	単位	2020年	2021年	2022年	2023年
工事等の件数	件	12	10	11	11
売上高	百万円	166	205	247	292
従業員数	人	9	9	9	10
床面積	m ²	110	110	110	110

7) 推進組織図



基本理念及び環境方針

基本理念

八重尾産業有限会社は、事業活動を通じ地球環境の維持・向上に努め、環境に配慮した適正な企業活動を推進し、労使一丸となって地域社会と共生して環境の改善を図り、持続可能な循環型社会の構築に尽力します。

環境方針

当社は基本理念に基づいた環境経営マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷を軽減すると共に環境に配慮した活動に自主的・積極的に取り組み、より良い地球環境を次の世代へ引き継いでいきます。

1. 環境目標を設定し定期的にチェックし、継続的改善を行います。
2. 環境負荷を軽減する為、次の事項に取り組みます。
 - ①電力・化石燃料消費量の節減によるCO2排出量の削減
 - ②建設土木資材の省資源化、廃棄物の3R(減量・再使用・再生利用)の推進
 - ③節水活動による水使用量の削減
 - ④環境に配慮した施工計画の提案及び実施
 - ⑤事務用品等は、エコ商品を積極的に使用しグリーン購入に努める。
3. 環境関連の法律・規則等を遵守します。
4. 行政機関・団体等の環境保全施策に協力すると共に、地域社会における環境保全活動に対し積極的に参加し、社会貢献活動を推進します。
5. この環境方針は、全社員に周知徹底すると共に『環境活動レポート』として一般に公表します。



2014年 5月10日
八重尾産業 有限会社
代表取締役 川野 良二

4. 環境目標

当社の環境目標は、環境負荷の調査結果より以下のような目標を設定いたしました。
 なお、目標設定の基準は2019年度（19年5月～20年4月）のデータを使用しています。

取組み項目 (目標項目) (単位)	実施区	年度別環境目標				
		基準値 (2019年05月 ～2020年04 月)	2021年度 (2021年05月 ～ 2022年04月)	2022年度 (2022年05月 ～ 2023年04月)	2023年度 (2023年05月 ～ 2024年04月)	
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2)	全体	69,839.2	68,442.4	67,744.0	67,045.6	
①電気使用量の削減 (kWh)	事務所	7,092.0	6,950.2	6,879.2	6,808.3	
	現場					
	全体	7,092.0	6,950.2	6,879.2	6,808.3	
②ガソリン使用量の削減 (L)	事務所	1,428.5	1,399.9	1,385.6	1,371.4	
	現場	2,599.2	2,547.2	2,521.2	2,495.2	
	全体	4,027.7	3,947.1	3,906.9	3,866.6	
③軽油使用量の削減 (L)	事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	
	現場	22,497.0	22,047.1	21,822.1	21,597.1	
	全体	22,497.0	22,047.1	21,822.1	21,597.1	
2 廃棄物の削減	①一般廃棄物の削減 (kg)	事務所	1,645.0	1,612.1	1,595.7	1,579.2
		現場	0	0.0	0.0	0.0
		全体	1,645.0	1,612.1	1,595.7	1,579.2
	②建設副産物廃棄 方法の遵守による リサイクル率の向上	現場	設計書どおりの廃棄			
3. 水資源使用量の削減 (m3)	事務所	22.0	21.6	21.3	21.1	
	現場	0.0	0.0	0.0	0.0	
	全体	22.00	21.6	21.3	21.1	
4. グリーン購入の促進 (新規購入品目数)		69.30%	50%以上			
	全体	52/75				
5. 環境保全の取組推進 (ボランティア活動の実施)	全体	15回/年	4回以上/年	4回以上/年	4回以上/年	
6. 環境に配慮した施工計画 の提案及び実施	現場	環境活動計画の遵守				

- ※ 購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.347を使用しています。
- ※ 産業廃棄物（建設副産物）は工事の件数や工種によって大きく左右されるため、「設計書どおりの廃棄」「廃掃法を遵守した廃棄」を行う事を活動目標として取り組んでいきます。
- ※ 環境に配慮した施工は各現場での環境配慮の活動計画実施状況を目標とします。
- ※ グリーン購入の促進は環境ラベル商品の購入率を目標とする。(環境ラベル製品購入数÷総購入数×100)

5、環境活動計画、及び取組結果とその評価

取組項目	活動内容	取組結果	評価
①電気使用量の削減	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底	昼休み等の消灯など、省エネに対する社員の取り組みは日々実施されていた。一方で夏場の猛暑期間中は設定温度遵守できない時があった。	○
	②空調温度管理(設定温度遵守)		△
	③照明器具の定期的な清掃		○
	④パソコンのこまめな電源OFF		○
②ガソリン使用量の削減	①エコドライブの徹底 ・アイドリングストップ、急加速等の禁止	アイドリングストップなどのエコドライブや現場への相乗りを行うことができてはいたが、遠方への移動、発電機などの原動機への使用が多かった。今後もフルアクセル抑制等を徹底して削減に努める。	○
	②車両管理の徹底		○
	③効率の良い配車[相乗り]		○
③軽油使用量の削減	①エコドライブの徹底	アイドリングストップなどのエコドライブや現場への相乗りを行うことができてはいたが、遠方への移動、発電機などの原動機への使用が多かった。今後もフルアクセル抑制等を徹底して削減に努める。	○
	②重機・車両管理の徹底(運行日誌・定期点検)		○
	③重機の定期点検整備の実施		○
	④重機のフルアクセル抑制運動の展開		○
④灯油使用量の削減	①室内暖房器具の温度管理の実施		○
	②室内暖房器具のこまめなON・OFF		○
①一般廃棄物の削減	①廃棄物の分別計量と記録	事務所ではペーパーレスの推進・両面コピーの徹底・ミスプリント削減を図りながら、分別計量を徹底して記録しているが、社内整理で大量の廃棄物があり、目標未達成となった。	○
	②ゴミの入口管理の徹底		○
	③事務所内でのペーパーレス化の推進		○
	④資材梱包材の業者持帰り依頼		○
②建設副産物廃棄方法の遵守によるリサイクル率の向上	①マニフェストの即時起票	産業廃棄物は設計書に基づき、適正に処理した。その結果はマニフェスト管理表により管理している。	○
	②すべての建設副産物は決められた方法で廃棄する(安全パトロールによる確認)		○
	③排出先(リサイクル業者)の選定と確認		○
3. 水資源使用量の削減	①節水シールの表示	節水シールの標示・啓発活動等を行ったが、目標未達となった。	○
	②定期的な漏水点検		○
4. グリーン購入の促進	①グリーン購入品の調査	事務用品等を購入する場合は、カタログなどでエコ製品は無いかを確認して116点の購入中、66点のエコ製品を購入し環境ラベル製品購入率56.9%となった	○
	②物品購入時は環境ラベル製品の有無を確認する。		○
5. 環境保全の取組推進	①事務所周辺の清掃活動	継続的に活動を行うことができた。又、事務所周辺及び現場周辺の清掃活動は社員が率先して取り組み、意識の高揚が見られる。	○
	②現場周辺の溝清掃		○
	③地域ボランティア活動参加		○
6. 環境に配慮した施工計画の提案及び実施	①環境に配慮した工法・材料の提案	重機は低騒音・排ガス対策型を使用している。 また、工程毎の適切な人員配置により工期短縮を目指している。	○
	②工期短縮の創意工夫をしている。		○

6、次年度の環境目標及び環境活動計画

取組項目	目標(2024年度)	次年度を取組内容
二酸化炭素排出量の削減	698,97.2 kg-CO2	省エネ・省資源活動の徹底
①電気使用量の削減	8602.0 kWh	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底
		②空調温度管理
		③照明器具の定期的な清掃
		④パソコンのこまめな電源OFF
②ガソリン使用量の削減	4952.2 L	①エコドライブの徹底 ・アイドリングストップ、急加速等の禁止
		②車両管理の徹底
		③効率の良い配車
③軽油使用量の削減	21485.0 L	①エコドライブの徹底
		②重機・車両管理の徹底
		③重機の定期点検整備の実施
		④重機のフルアクセル抑制運動の展開
④灯油使用量の削減		①室内暖房器具の温度管理の実施
		②室内暖房器具のこまめなオンオフ
①一般廃棄物の削減	2058.2 kg	①廃棄物の分別計量と記録
		②ゴミの入口管理の徹底
		③事務所内でのペーパーレス化の推進
		④資材梱包材の業者持帰り依頼
②建設副産物廃棄方法の遵守によるリサイクル率の向上	再資源化率 95%以上	①マニフェストの即時起票
		②すべての建設副産物は決められた方法で廃棄する (安全パトロールによる確認)
		③排出先(リサイクル業者)との委託契約及び処理方法確認
3. 水資源使用量の削減	4.0 m3/月以下	①節水シールの表示
		②定期的な漏水点検
4. グリーン購入の促進	50%	①グリーン購入品の調査
		②物品購入時は環境ラベル製品の有無を確認している。
5. 環境保全の取組推進	4回以上	①事務所周辺の清掃活動
		②現場周辺の溝清掃
		③地域ボランティア活動参加
6. 環境に配慮した施工計画の提案及び実施	環境活動計画の遵守	①環境に配慮した施工機械を使用している。
		②工期短縮の創意工夫をしている。

7. 実績

環境目標に対する達成状況は以下の通りです。

取組項目			2023年度目標値 (2023年05月～ 2024年04月)	2023年度実績 (2023年05月～ 2024年04月)	達成率	判定
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2)	全体		67,045.6	70,603.2	95%	×
①電気使用量の削減 (kWh)	4% 削減	事務所	6,808.3	8,688.9	78%	×
②ガソリン使用量の 削減 (L)	4% 削減	事務所	1,371.4	1,959.3	70%	×
	4% 削減	現場	2,495.2	3,042.9	82%	×
④軽油使用量の削減(L)	4% 削減	現場	21,597.1	21,702.0	99%	×
2) 廃棄物の削減と 建設副産物の正 常処理	①一般 廃棄物	4% 削減 事務所	1,579.2	2,079.0	76%	×
	②建設 副産物	現場	設計書どおり処理 〔廃棄〕する。	産業廃棄物排出量 845 t	—	○
3. 水資源使用量の削減 (m3)	4% 削減	事務所	21.1	33.0	46%	×
4. グリーン購入の促進 (環境ファル製品購入率)	全体		50%以上	56.9% (66/116)	—	○
5. 環境保全活動の推進 ①事務所周辺の清掃 ②現場周辺の清掃 ③環境ボランティア活動	全体		4回以上	11回	—	○
6. 環境に配慮した施工計画 の提案及び実施	現場		環境活動計画 の順守	環境活動計画を遵 守しています。	—	○

※ 購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.347を使用しています。

※ 灯油、LPGを含む、二酸化炭素総排出量は71,226.3 kg-CO2です。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法規制等	主な内容	当社の対応	遵守
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関わる環境基準の遵守 ・指定、特定地域の騒音基準の遵守 ・新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 	<該当する工事の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書・記載項目の確認 ・該当地域の騒音基準の確認 	—
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・振動に関わる環境基準の遵守 ・指定、特定地域の振動基準の遵守 ・新設変更工事開始30日前までに自治体に届出 ・その指定地域の市町村の市町村長に7日前までに届出 	<該当する工事の場合> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書・記載項目の確認 ・該当地域の振動基準の確認 	—
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ・【法21条の3-1】 ・建設工事に伴い生じる廃棄物処理の適用は、元請業者が排出事業者となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・【法21条の3 第3項】による運搬であることを証する書面を備え付ける 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物が、運搬、処分するまでの保管義務、保管基準（60×60cm以上の掲示板設置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示板の設置 ・早期処理（許可業者へ委託する） 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準に適合したそれぞれの業者との委託契約書の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との契約書締結後5年間保管 ・業者の許可証有効期限確認と写し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理票A票等の5年間保管 ・管理票が決まった日までに受理できなかつたら県知事に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストの交付・保管 ・A票の照合確認欄へ受取月日を記入し保管 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事で生じる産業保管場所を、面積が300m²以上の事業場外に保管する場合、県知事に届出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第二号の四による届出書を提出する ・保管基準を遵守する（看板設置など） 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した管理票の交付等の状況を県知事に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（様式3号）の作成、提出 	○
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の使用及び河川に関する規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する工事は河川管理者に届出る 	○
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象建設工事の請負契約書に分別解体の方法や費用等について記載し、発注者に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書に関連帳票として添付する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象建設工事受注者は、特定建設資材（コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材）廃棄物を再資源化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等の促進等の実施に関する指針を遵守する 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に報告し、記録を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後発注者への報告（コプリスによる報告） 	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可または解体工事業登録の貼付 ・建設リサイクル法届出済シール貼付 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可票の看板掲示 	○
オフロード法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月以降製造・販売機器には適合標識の表示（基礎工用機械・バックホウ・ブルドーザ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合証明書、表示の確認 	○

関連法規制の遵守状況確認を毎年4回実施しており、違反はありませんでした。
また、地域住民からの訴訟等、及び監督官庁からの指摘もありませんでした。
尚、現場での遵守状況は、月1回の安全パトロールや会議等を通じて常に確認しています。

9. 代表者による全体の評価と見直し結果

EA-21を取り組み初めて14年が経過し、省エネや、省資源に対する職員の意識が高くなっている。

化石燃料及び電気の使用が工事内容・受注量・職員数により大幅に変動するので、アイドリングストップ等のエコドライブや重機のフルアクセル抑制、電気製品のこまめなON・OFF等を徹底する必要がある。新入職員も含めて、環境保全への取組を行う意義を再確認し、目標を達成できた部分は今後も継続し、未達となっている部分は現状に合わせた目標設定を行っていかなければならない。

今後も環境方針に基づき、当社の事業活動のあらゆる分野で、環境に配慮したエコ活動に取り組みます。

10. 環境活動の事例



県道1号みどりの



用水路取水口補修作



国有林クリーン活動



舗装補修



ひなもり台遊歩道整備